平成26年度糸魚川市国民健康保険診療所
特別会計予算

平成26年度糸魚川市の国民健康保険診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ630,600千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成26年２月24日提出

糸魚川市長　　米　田　　徹

第１表　歳入歳出予算

歳　入

単位：千円

款	項	金　額
1　診療収入		１２９，４６６
	1　外来収入	１２５，１６４
	2　その他の診療収入	４，３０２
2　介護保険収入		６２６
	1　介護保険収入	６２６
3　使用料及び手数料		１８０
	1　手数料	１８０
4　財産収入		１
	1　財産売払収入	１
5　繰入金		２７，４０４
	1　他会計繰入金	２７，４０４
6　繰越金		１
	1　繰越金	１
7　諸収入		９，４２２
	1　受託事業収入	９，１８２
	2　雑入	２４０
8　市債		４６３，５００
	1　市債	４６３，５００
歳　入　合　計		６３０，６００

歳　出

単位：千円

款	項	金　額
1　総務費		５４４，３３４
	1　施設管理費	６７，４６６
	2　施設整備費	４７６，８６８
2　医業費		８３，１７２
	1　医業費	８３，１７２
3　公債費		２，０９４
	1　公債費	２，０９４
4　予備費		１，０００
	1　予備費	１，０００
歳　出　合　計		６３０，６００

第2表　地　方　債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
診療所整備事業	463,500	普通貸借又は証券発行	7.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定した条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。